

## 日光市観光協会旅行業事業開始について

### 1. 目的

日光市への来訪者に関する案内サービス向上と、当会経営の安定収入の確保に資することを目的とする。

### 2. 設置場所

道の駅日光日光街道ニコニコ本陣 観光情報館内

### 3. 名称

日光旅ナビトラベルセンター

### 4. 営業開始予定日

令和4年10月1日

営業時間 9:00~17:00 定休日：月・火曜日

### 5. 旅行業種別

第3種旅行業

	登録行政 (申請先)	業務範囲				手配 旅行	登録要件		
		企画旅行(注1)		受注型	営業保証金 (注2)		基準資産	旅行業務取扱 管理者の選任	
		海外	国内						
旅行業者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7,000万 (1,400万)	3,000万円	必要
	第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1,100万 (220万)	700万円	必要
	第3種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ (隣接市町村 等)	○	○	300万 (50万)	300万円	必要
	地域限定	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	△ (隣接市町村 等)	△ (隣接市町村 等)	△ (隣接市町村 等)	15万 (3万)	100万円	必要
旅行業者代理業	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	旅行業者から委託された業務					不要	無	必要
観光圏内限定 旅行業者代理業	観光圏整備実施 計画における 国交大臣の認定	旅行業者から委託された業務 (観光圏内限定、対宿泊者限定)					不要	無	研修終了者で 代替可能

### 6. 実施内容について

- ・ 宿泊施設の予約
- ・ モニターツアーの造成
- ・ 旅行商品の造成